

令和2年4月7日

市内各小中学校 保護者 様

志木市教育委員会教育長 柚木 博

国の「緊急事態宣言」に伴う市内小中学校の対応について(1)

本日、国から「緊急事態宣言」が発出されたことに伴い、埼玉県教育委員会から必要な措置を講じるよう要請がありました。

このことを踏まえ、次のとおり対応させていただきます。

□小中学校の臨時休業について

次の期間、小中学校を臨時休業とします。

臨時休業期間：令和2年4月8日（水曜日）～5月6日（水曜日）

学校再開は、5月7日（木曜日）とします。

□令和2年度 小中学校における教科書の配布について

令和2年度における教科書については、各学校において4月10日（金）までに配布しますので、お受け取りください。

教科書の配布日程、場所等については、各学校のホームページで掲載しますので、御確認ください。

□校庭開放について

休業期間中、児童生徒の健康保持の観点から、保護者の責任のもと、次のとおり校庭開放を実施します。（土曜日・日曜日を除く。）

- ・ 開放時間：12：00～16：30
- ・ 対象：在籍児童・生徒、保護者等
放課後志木っ子タイム及び学童保育の利用者

・ 留意事項

- 体育館は使用しない。
- 遊具は使用禁止とする。
- 身体的接触を避ける。
- 手洗い、うがいを励行する。

※放課後志木っ子タイム及び学童保育において、「密閉・密集・密接」を避けるため、上記時間外に利用することがあります。

□部活動について

部活動については、実施しません。